明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁**九）　一

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**一）　七

○農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**一）　三

○自動車の装置の型式を指定した件（**国土交通**三八二、三八三）　二五

○自動車の装置の型式の指定を取り消した件（**同**三八四～四一四）　二五

〔**官庁報告**〕

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示（山形労働局最低工賃公示一）　三〇

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三三

特殊法人等

日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・懲戒の処分関係　三五

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三六

会社その他

会社決算公告　三五